

ビワイチ推進基本方針（骨子案）について

ビワイチ推進条例に基づく「ビワイチ推進基本方針」を策定する。

1 策定の趣旨

本年3月に「ビワイチ推進条例」が制定され、4月1日に施行されたところ。
これを契機にビワイチの取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に
推進するため策定するもの。

2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」に基づく基本方針

3 期間

策定から令和12年度（2030年度）まで9年間を予定

4 これまでの経過

（令和4年）

- 4月20日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第1回）
- 5月25日 地方創生・DX推進対策特別委員会（スケジュール等）
- 6月16日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第2回）

5 今後の予定

- 7月5日 観光事業審議会 ビワイチ推進基本方針策定部会（第3回）
- 7月11日 観光事業審議会（答申）
- 7月下旬 地方創生・DX推進対策特別委員会（原案）
- 8月中旬 県民政策コメント（1か月間）
- 10月中旬 地方創生・DX推進対策特別委員会（最終案）
- 10月下旬 基本方針策定
- 11月3日 ビワイチの日



第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

「ビワイチ推進条例」の制定を契機にビワイチ※の取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「シガリズム観光振興ビジョン」との整合性を図りながら策定する。

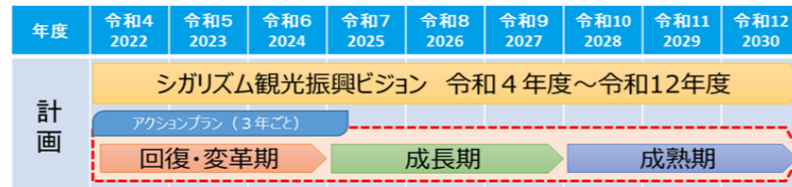
※ビワイチとは、琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うもの

2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」第11条に基づく基本方針

3 期間

策定から令和12年度（2030年度）までの9年間



（参考）「シガリズム観光振興ビジョン」の期間
 令和4年度から令和6年度：「回復・変革期」
 令和7年度から令和9年度：「成長期」
 令和10年度から令和12年度：「成熟期」

〈アクションプラン〉

ビワイチを「シガリズム観光振興ビジョン」の重点分野に位置づけ、別途、「シガリズム観光振興ビジョン」の行動計画となるアクションプランを3年ごとに策定し、その中で、その時々状況に応じたビワイチ推進施策を進める。

ビワイチ関連データ

1. 琵琶湖一周のサイクリング体験者数および経済波及効果（推計値）

	(H27)	(R1)	(R2)	(R3)
（体験者数）	約52千人	→ 約109千人	→ 約87千人	→ 約84千人
（経済波及効果）	約6.0億円	→ 約14.7億円	→ 約9.5億円	→ 約8.7億円



2. 琵琶湖一周のサイクリング体験者の状況（アンケート調査より）

(1)居住地
 (R1) 県内 23%、県外 77% → (R2) 県内 38%、県外 62% → (R3) 県内 39%、県外 61%

(2)旅行日数
 (R1) 宿泊 39%、日帰り 61% → (R2) 宿泊 27%、日帰り 73% → (R3) 宿泊 24%、日帰り 76%

3. ビワイチゲートウェイのレンタサイクル貸出件数(米原駅サイクルステーション)

(R1)2,558台 → (R2)1,503台 → (R3)1,463台

4. ビワイチサイクリングナビ(H30開始)

(1)ダウンロード数 (H31.4)23,260件 → (R4.3) 48,245件

(2)性別 (R3) 男性 84%、女性 16%

5. サイクルサポートステーションの登録数(H28開始)

(H29.3) 129か所 → (R4.3) 345か所



（サイクリストにやさしい宿）

6. サイクリストにやさしい宿(R4.3開始)

(R3年度) 50か所

7. デジタルスタンプラリーの実施市町(広域および単独実施を含む)

(R2年度) 1市 → (R3年度) 10市町

8. ビワイチの認知度、マナーなど（令和3年度しがwebアンケートプラス調査〔県民向け調査〕）

(1)サイクリングの関心 したい 48.2%、したくない 34.0%、わからない 17.8%

(2)ビワイチの体験 したことがある 10.2%、したことがない 89.8%

(3)ルートの認知度
 ビワイチ 知っている 83.2%、知らない 16.8%
 ビワイチ・プラス 知っている 44.8%、知らない 55.2%

(4)サイクリストのマナー
 できている人が多い 28.6%、できてない人が多い 37.0%、わからない 34.4%



（サイクルサポートステーション）

9. ビワイチルート

(1)低速コース(ナショナルサイクルルート)
 自転車歩行者専用道路の指定、青矢羽根等の路面標示の整備
 総距離196Kmのうち、179Kmが整備完了(令和3年度末現在)
 (令和4年度末までに完了予定)

(2)上級者コース
 青破線と青矢羽根の路面標示が整備済み



(例)自転車歩行者専用道路 (例)交通量の少ない道路 (例)自転車通行帯

10. ビワイチ・プラスルート

(1)令和元年12月 県内全市町を經由し、観光地や景勝地等を巡る11ルートを設定(総距離635Km)

(2)市町・関係者と連携のもと、青破線と青矢羽根の路面標示、案内看板の設置(整備箇所)「草津まちなかから信楽たぬきとお茶の里」コースなど

第2章 ビワイチの動向等

1 現状

(1) これまでの経過

- 滋賀県を代表する観光ブランドである「ビワイチ」は、令和元年には約10万9千人が琵琶湖一周を体験するなどこれまで多くのサイクリストに楽しまれてきた。
- 令和元年11月には、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして、国からナショナルサイクルルートの指定を受けた。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

- 府県間を超える不要不急の往来自粛の長期化によりビワイチの来訪者が減少し、観光レンタサイクルの利用が大幅に減少。
- 令和2年における本県の延べ観光入込客数は約3割減であったが、サイクリングは密を避けることもできるため、琵琶湖一周のサイクリング体験者数は2割減にとどまった。
 (体験者数推計値：H27 約52千人、R1 約109千人、R2 約87千人、R3 約84千人)
- 身近な地域における自転車散策を応援するため、アプリを活用して非接触による電子スタンプが発行されるスタンプラリーを実施したところ、参加者が密を避けながら自由なペースで楽しめることから多くの参加があり好評であった。

2 課題

(1) コロナ禍からの回復への対応

- ビワイチ関連事業者への支援

- 健康、環境等の多分野と連携したサイクリングの魅力創出
- 情報発信の強化 など

(2) ビワイチの魅力向上

- 女性や家族連れなど誰もが楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出
- 琵琶湖岸から県全域に向けた周遊観光の促進
 (琵琶湖岸のビワイチから県内全域のビワイチ・プラスへ)
- 観光消費額の把握(サイクリングは一般的な観光旅行とは異なるため、独自調査が必要)
- 宿泊など観光消費の拡大を促すサイクルツーリズムの展開
- 公共交通(鉄道、船舶等)と自転車を組み合わせるなど多様な周遊観光の促進

(3) 安全・安心な環境づくり

- 自転車通行空間の確保
- サイクリストの利便性向上(レスキュー体制の充実、気軽に使えるレンタサイクル等)
- サイクリストの交通ルールの順守、マナー向上
- 地域住民や自動車運転者の不安・不満の解消への取組 など

第3章 ビワイチ施策の方向性 (条例:ビワイチ推進条例)

1 ビワイチの目指すべき姿(条例第11条第2項第1号) サイクリスト、自動車等の運転者、歩行者、地域住民が互いに理解し合い、共存する環境の中、誰もが安全で快適にビワイチを楽しみ、地域の豊かな自然や文化、歴史、食、人とのふれあい等を通じて、琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られている。

2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項 (条例第11条第2項第2号) ~重視すべき3つの視点~	(1) シガリズムの推進	(2) 安全への配慮	(3) 持続可能な観光の推進
	琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツーリズム”をビワイチを通じて推進します。	コロナ禍に対応した安全・安心な観光を推進します。マナー向上や地域社会への配慮の機運を醸成しながら、誰もが気軽にビワイチを楽しめる環境づくりを進めます。	滞在型観光の促進による地域経済の活性化、健康の増進、CO2等の温室効果ガス排出削減をはじめとしたMLGsの推進などに取り組むことで、世界から選ばれる持続可能なサイクルツーリズムを推進します。

3 ビワイチ推進施策の内容(条例第11条第2項第3号)

施策の柱	施策の方向性と内容
(1) 魅力向上と創出	①誘客の促進(条例第12条) → (回復・変革期) 長期滞在型の旅行商品の開発支援 → (成長期) 長期滞在型の旅行商品の販売促進 → (成熟期) リピーターの定着促進 ○多様なニーズに対応した旅行商品の開発支援 ○スポーツ行事等の開催(大規模なサイクリング大会等) ○ビワイチグッズの商品化に向けたアイデア募集・開発支援(地域の特産品等を活用した土産、弁当、サイクリングウェア等) など
	②観光資源の活用(条例第13条) → (回復・変革期) 付加価値の高いツアー造成支援 → (成長期) インバウンド向けツアーの普及促進 → (成熟期) 多様なサイクルツーリズムの定着 ○地域の魅力を引き出す体験・交流型観光との連携 ○誰もが楽しめる自転車散策の推進(MLGsなどをテーマにゆっくり観光を楽しむモデルプランづくり、テーマで巡るスタンプラリー等) など
	③人材の育成等(条例第15条) → (回復・変革期) 関係事業者等の拡大およびネットワークづくり → (成長期) 業種間連携を図る人材育成 → (成熟期) 多様な分野における人材の拡大 ○ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の人材育成 ○多様な地域連携を図るサイクリングガイドの活躍の機会づくり ○青少年・地域住民のビワイチ体験を応援する仕組みづくり など
	④安全な利用に関する取組(条例第18条) → (回復・変革期) 好事例等の収集・紹介および啓発 → (成長期) マナーの定着促進 → (成熟期) サイクリストによる地域の交通安全への貢献 ○県民または学校等における自転車交通安全教室の実施 ○自転車のマナー向上への啓発・指導 ○自転車損害賠償保険の加入促進 ○歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いに思いやり道路を共有する機運の醸成 など
	⑤ビワイチの日およびビワイチ週間(条例第20条) → (回復・変革期) 初心者向けイベントの開催 → (成長期) 民間主体の多様なイベントの開催支援 → (成熟期) 地域経済に貢献する民間主体のイベント開催 ○ビワイチの日、ビワイチ週間に向けた広報強化および機運醸成 ○市町・民間との連携強化 ○サイクリングを安全かつ快適に楽しむ特設スポットの設置(エイドステーション、メンテナンススペース等) ○県民の健康増進につながるサイクリングの推進(親子サイクリング、アプリの活用等) ○多様なイベントの開催 など
(2) 受入環境整備	①道路環境の整備(条例第16条) → (回復・変革期) 自転車通行空間および案内表示の充実 → (成長期) 安全・快適な自転車通行空間の拡大 → (成熟期) 自転車通行空間の魅力アップ ○自転車通行空間の整備および保全、案内看板・路面標示等の計画的な整備 ○県以外の道路管理者に必要な整備の要請 など
	②拠点施設等の整備(条例第17条) → (回復・変革期) 拠点施設等の設置促進 → (成長期) 提供サービスの質の向上 → (成熟期) 拠点施設等の相互連携サービス ○サイクルサポートステーションの設置促進 ○サイクリストにやさしい宿の認定・環境整備 ○ゲートウェイの機能充実(米原駅、大津港) など [※ゲートウェイ: 公共交通など主要アクセスポイントにレンタサイクル等の機能を備えた拠点]
	③サイクリストの利便性向上(条例第19条) → (回復・変革期) サポート体制等の充実および情報提供 → (成長期) 公共交通等との多様な連携強化 → (成熟期) 多様なサービスの相互連携 ○レンタサイクルのサービス・質の向上 ○サイクルレスキュー体制の充実(レスキュー拠点の充実等) ○観光客と地域をつなぐ場づくり ○公共交通との連携(鉄道、船等) ○ストレスフリーな観光(マップ、アプリ等を活用した県内周遊の支援、フリーWi-Fiの整備等) など
(3) 魅力発信	①魅力情報の発信(条例第14条) → (回復・変革期) ビワイチで巡る観光資源の情報発信 → (成長期) インバウンド向け情報発信の強化 → (成熟期) 民間による活発なビワイチ情報の発信 ○魅力を紹介する動画等の作成(自然・歴史・文化・食・交流等) ○国内外に向けた継続的な発信(ナショナルサイクルルートの魅力発信等) など
(4) 推進体制強化	①推進体制の整備(条例第22条) → (回復・変革期) 県内の推進体制の強化、府県間交流の促進 → (成長期) 国内外の関係機関との連携強化 → (成熟期) 推進体制の強化・充実 ○国・市町・事業者等との連携(滋賀プラス・サイクル推進協議会の活性化等) ○近隣の府県、大規模自転車道等が所在する他の地方公共団体との連携 ○国関係団体および県・市町の姉妹州省・都市との連携 など

4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組(条例第11条第2項第4号)

①調査等(条例第21条)	○県民、サイクリストへのアンケート調査・公表(旅行動向や観光消費額など) ○アプリの走行データ解析・公表(ビワイチ・県内周遊等) ○数値目標の設定(ビワイチルートおよびビワイチ・プラスルートの体験者数推計値と経済波及効果) ○国内外の事例収集 など
--------------	---

(ビワイチ、ビワイチ・プラスコースの概要)

